

揭示事項

運営規程の概要

令和7年3月31日現在

フリガナ	デイサービスセンタースズランノソノ							サービスの種類	通所介護	
事業所名	デイサービスセンターすずらの園							事業所番号	1571100245	
所在地	〒954-0036 見附市田井町1715番地1							フリガナ	ババチハル	
連絡先	電話番号	0258-61-3520					FAX番号	0258-61-3521		
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日	年中無休
	○	○	○	○	○	○	○	○		
営業時間	平日	8:15~17:15					備考	サービス提供時間 9:00~17:15		
	土曜日	8:15~17:15								
	日曜・祝日	8:15~17:15								
利用料	法定代理受領分				厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)					
	法定代理受領分以外				厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)					
その他の費用	食費 730 円、おやつ代 120 円、おむつ代実費、利用者の希望による日常生活費(身の回り品及び教養娯楽費)実費									
通常の実施地域	見附市、長岡市、三条市									
	備考									

従業者の勤務体制

職種	員数	
	常勤	非常勤
生活相談員	4	
看護職員	1	2
介護職員	8	4
機能訓練指導員	1	2

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、基本利用料のうち、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合の額です。

【基本部分：通所介護費（通常規模型）】

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費	
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担1割の場合) ※(注2)参照
3時間以上 4時間未満	要介護1	3,700円	370円
	要介護2	4,230円	423円
	要介護3	4,790円	479円
	要介護4	5,330円	533円
	要介護5	5,880円	588円
4時間以上 5時間未満	要介護1	3,880円	388円
	要介護2	4,440円	444円
	要介護3	5,020円	502円
	要介護4	5,600円	560円
	要介護5	6,170円	617円

5時間以上 6時間未満	要介護1	5,700円	570円
	要介護2	6,730円	673円
	要介護3	7,770円	777円
	要介護4	8,800円	880円
	要介護5	9,840円	984円
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,840円	584円
	要介護2	6,890円	689円
	要介護3	7,960円	796円
	要介護4	9,010円	901円
	要介護5	10,080円	1,008円
7時間以上 8時間未満	要介護1	6,580円	658円
	要介護2	7,770円	777円
	要介護3	9,000円	900円
	要介護4	10,230円	1,023円
	要介護5	11,480円	1,148円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
入浴介助加算Ⅰ	利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)	400円	40円
科学的介護推進 体制加算	利用者毎の心身の状況に係る基本的な情報を厚生 労働省に提出している場合 (1月につき)	400円	40円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 ※(注3) (1回につき) ※加算Ⅰ～加算Ⅲのいずれか1つを算定する。	220円	22円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ		180円	18円
サービス提供体制 強化加算Ⅲ		60円	6円
感染症又は災害の発生 を理由とする利用者数 の減少が一定以上生じ ている場合の対応	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3)	1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算)の 3.0%	左記額の1割
介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3) ※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算)の 9.2%	左記額の1割
介護職員等 処遇改善加算Ⅱ		1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算)の 9.0%	

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金

事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合 (1日につき)	940円	94円
送迎減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合 (片道につき)	470円	47円

その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、延長料金をいただきます。
食費	食事の提供を受けた場合、昼食費1食につき730円の材料費等、おやつ・飲み物代120円の実費をいただきます。
おむつ代	原則持込みです。足りない分のみ費用の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

事故発生時の対応

- 当事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

非常災害対策

当事業者は、事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

苦情処理の体制・・・別紙のとおり(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり2なし
	②なし		